

元総社南小いじめ防止基本方針

— 勇気・協力・思いやり —

「元総社南小学校いじめ防止基本方針」は、文部科学大臣決定の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）と、前橋市のいじめ対策基本理念「学力とともに、人間力、そして心を育てる教育を進めます」を受けて、「安全・安心で活力のある学校」の実現を目指し、元南小の全ての児童が、校歌の「集いて楽し」「集いて学び」「集いて輪をむすび」の詩のとおり、生き生きと学べるようにするために、児童、教職員、保護者、地域、関係機関が一体となって取り組むための指針です。

< いじめ防止に関する基本的考え方 >

いじめ未然防止に向けて、日頃からいじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有し、発見への意識を高める。

また、いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての職員が取り組む。

上記の考えのもと、全校の児童が「安全・安心でいじめのない明るく楽しい学校生活」をおくることができるように、以下の5つの行動に取り組む。

- (1) 異学年交流の活動を生かして、日頃から学校全体でいじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、自己肯定感や自己有用感を育み、互いを認め合える人間関係を築く。
- (2) いじめ防止への①そなえ、②発生、③立て直し、④事例活用 を柱に初期行動・発見を大切にし、その日のうちに情報の共有と処理を心がける。
- (3) いじめの早期発見のために、生活アンケート・あいさつ運動・学校内外の情報収集等、行動観察から実態把握を行い情報の共有化を図る。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、各種関係機関やスクールカウンセラー等の専門家と連携・協力し、適切な対応にあたる。
- (5) 学校と家庭・地域が連携し、適切な情報の提供や共有、支援・助言を行う。

1 いじめ防止等のための組織

いじめ防止を進めるため、「元南委員会(いじめ対策委員会)」を設置する。委員会構成員は全職員とし、毎月の職員会議後の時間に開催し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

◎活動

- 「学校いじめ防止基本方針」の確認周知・見直し
- 「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化
- 「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定
- 「生活アンケート」の調査結果や教育相談の報告等の情報交換と課題の整理、資料保存
- 「いじめ」「不登校」「問題行動」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討と決定
- 要配慮・要支援児童・気になる児童への配慮事項と支援方針の共通理解
- 基本方針は年間の取組と学校課題・国や県及び市の動向等を勘案して見直しを検討

2 いじめ防止に関する措置

(1) いじめ防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最重要と考え、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目標とする。

① 児童が主体となって取り組む活動

- (ア) 望ましい人間関係・望ましい集団づくりのために、児童が主体となって自ら気づき行う活動の機会を年間を通じて設ける。(学級・委員会活動)
- 各種行事(ゆうゆうタイム・修学旅行・遠足・社会科見学・愛校の日・かるたの里めぐり等)をと
おした学年活動や異学年交流の実施
- 年間指導計画に基づいた人権教育に係る話し合い活動・人権週間の実施
- 委員会等を活用したいじめ防止啓発ポスターや呼びかけ、あいさつ運動の実施

② 職員が主体となって取り組む活動

- (ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己肯定感・自己有用感を育む「児童が自ら学ぶ授業づくり」に取り組む。
 - 一人一人の実態に応じた「個別最適な学び」の対応(基礎基本の定着・授業での生徒指導)
 - 日常の授業相互参観や、校内の授業研究会(一人1授業)等を活用した児童の観察・情報交換
 - 担任外の授業や活動の際の観察 ○不登校ではないが長欠傾向にある児童の動向把握
- (イ) 「全職員が全児童の担任」のスローガンのもと、児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、生活アンケートと連動した教育相談を充実させ、児童に寄り沿った相談体制で臨む。
 - 教育相談週間の設定
- (ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは許されない行為という人権感覚を育むことを目指す。
 - 教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定
- (エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。
 - 学校・学級だよりを活用した人権週間や掲示等、いじめ防止に係る啓発
 - 参観日の学級懇談における話題の提供と話し合い
- (オ) 教職員はいじめに対する正しい認識をもち、指導に当たる。
 - 教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対に持たない。
 - 「発達障害等」について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導に当たる。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために、早期発見・早期対応の意識をもち、日頃から児童の言動に留意するとともに、いじめにつながる気がかりサインを見逃すことなく発見し、早期発見に努める。一見、ふざけあいに見えたり、対等なケンカに見えたりしたとしても、見落とさずに対応をする。

- 児童の発する「気がかりサイン」の共有(いじめのサイン発見シート等の活用)

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の安全確保を最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
- イ 職員間の情報の共有(含学校間連携)
- ウ 事実関係についての調査、聞き取り
- エ 解決に向けての指導及び支援、保護者との連携
- オ 事後の経過観察(3ヶ月以上)及び、当面の見守りの継続



(4) ネット上のいじめへの対応

① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童を誹謗中傷するデータを不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報・画像等を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

② ネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内のルール作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 機会をとらえて、情報モラルに関する指導を行う。(警察や外部専門機関の活用)
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

③ ネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及び教育委員会ネットパトロールからの情報などにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。
 - ・状況確認 状況の記録 関係機関への通告(管理者へ連絡・削除依頼)
 - ・教育委員会(青少年課いじめ対策室)への相談 いじめへの対応 警察への相談

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、元南委員会(いじめ対策委員会)による対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全職員で共通理解を図る。全職員がいじめ防止への高い意識を保つよう啓発し、一つ一つの事案を些細なこととして捉えないよう、研修を通じた資質向上を図る。(県教委：子どもたちの輝く笑顔のために)

また、教職員一人一人の指導力やいじめの認知能力向上の研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした具体的な事例研究等を実施する。

(3) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、市県教育委員会が作成している指導資料や、チェックシートの活用を通じいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(4) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや学校運営協議会、地域との連携の促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、組織での一体的な対応をする。

- ①教育委員会との連携
- ②警察との連携
- ③福祉関係との連携(こども課・児童相談所)
- ④医療機関との連携
- ⑤サイバー犯罪捜査室



4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、管理職が教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力する。（群馬県いじめ防止基本方針 P 7による）

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の商品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する



(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

5 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組むために、年度当初に組織体制を整えるとともに、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

いじめ防止の活動（項目と実施の時期）

◎児童が主体となって取り組む活動

- 異学年交流の実施 通年
- 縦割り活動・委員会活動による防止活動（読書週間・読み聞かせ）の実施 通年
- 学級活動・マーチングなどでの話し合い活動の実施 学級活動年間指導計画による

◎職員が主体となって取り組む活動

- 一人一人の実態に応じた個別最適な学びの実践 通年
- 校内の授業研究会の実施（職員研修計画による）
- 教育相談週間の設定（11月）個別相談は随時
- 家庭との連携による人権週間の開催（11月）人権教育に係る話し合い活動の実施
- 学校アンケートの実施
- 教科や学級活動等を中心にした道徳教育や情報モラル教育の時間設定 通年
- PTA総会等での学校の方針説明
- 学校学級だより・全校集会を活用した、いじめ防止に係る啓発 適宜
- 参観日の懇談における話題提供と話し合い 開催月
- 職員会議での情報の共有 通年
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ（学校間連携） 年度末

